

（総論）

- 建設業の死亡労働災害における、墜落・転落災害の発生状況を見ると、災害の特徴（類似したもの）で区分すると、「足場に関するもの」及び「屋根・屋上・床上等からのもの（建築物等の端からのもの）」で半数以上を占めており、これらの対策を優先的に検討すべきではないか。

（足場に関する災害防止対策）

- 安衛則第563条に定める「足場用墜落防止設備」等（手すり、中さん等、作業床の幅等）に関し、一側足場についても、原則として本足場等と同程度の措置を求める必要があるのではないか。
- 「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」に示す、「より安全な措置」等の実施状況について、どう評価するか。また、一層の普及促進に向けてどのような方策があるか。

（屋根・屋上・床上等からのもの（建築物等の端からのもの））

- 住宅の改修、解体等の小規模な工事も含めて、現実的なハード面の対策はあるか。規制になじむものか（例えば、改修・解体等を行う躯体の外周に足場を設置することを義務づけることは可能か。）。
- 同様にソフト面の対策はあるか（教育（又は就業制限）の範囲、作業主任者の選任すべき範囲・職務、作業計画の対象等の拡大など）。

（その他）

- 現行の墜落防止に関する規定、足場に関する規定のうち、現状に合わないものはあるか。